



多治見市政記者クラブ 同時配布資料

| 令和2年2月28日（金）岐阜県発表資料 | | |
|---------------------|-------|---|
| 担当課 | 担当者 | 電話番号 |
| 東濃県事務所環境課 | 杉山 浩一 | TEL 0572-23-1111（内線212） FAX 0572-25-0079 |

産業廃棄物収集運搬業の許可取消処分について

令和2年2月26日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、下記の産業廃棄物収集運搬業者に対して許可の取消処分を行いました。

1 被処分者

(1) 住 所 愛知県小牧市大字西之島967番地1

(2) 氏 名 株式会社アクアス 代表取締役 ^{ながや}長屋 ^{ふみお}文雄

[許可内容]

産業廃棄物収集運搬業

・許可年月日 令和元年9月10日（更新）

・許可番号 02100107050

・積替え又は保管の有無 無し

・産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）、がれき類
上記10品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ばいじん
上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を含む。
また、水銀含有ばいじん等を除く。

以上 15種類

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の全部取消し

3 取消年月日

令和2年2月26日

4 取消しの理由

被処分者につきましては、令和2年2月4日に名古屋地方裁判所において破産手続きの開始決定がなされました。

本事実、法第14条の3の2第1項第4号に規定する法第14条第5項第2号イにおいて定める法第7条第5項第4号ロに該当します。

[参考条文]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第七条

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第十四条

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

四 第十四条第五項第二号イ又はハからホまでのいずれかに該当するに至ったとき（前三号に該当する場合を除く。）。